



議案第二十号

三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和四十三年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（組織）

第三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十四条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道課を置く。

第八条第一項中「管理者」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。